男鹿市津波避難計画

策　定　：　平成２９年　３月

修　正　：　令和　８年　９月

男 鹿 市

目　　次

第１章　総　則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

１　目的
２　計画の適用範囲
３　計画の修正
４　用語の意味

第２章　津波避難計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

１　対象とする津波
２　津波浸水想定区域の設定
３　避難対象地域の指定
４　避難困難地域の抽出
５　指定避難所・指定緊急避難場所・津波避難ビル等の指定
６　避難路・避難経路の指定・設定
７　避難の方法

第３章　初動体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

１　防災体制
２　職員の動員・配備体制
３　避難誘導等に従事する者の安全性の確保

第４章　避難指示の発令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

１　津波警報等の種類
２　津波情報の収集・伝達
３　避難指示の発令基準
４　避難指示の情報伝達

第５章　平常時の津波防災教育・啓発　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

１　津波防災の教育
２　津波防災意識の啓発

目　　次

第６章　津波避難訓練の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

１　総合防災訓練

２　地区の津波避難訓練

第７章　要配慮者等の避難対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

１　社会福祉施設等の避難対策

２　観光客・港湾従事者等の避難対策

第１章　総則

１．目的

本計画は、地震が発生又は大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された直後から、津波が終息するまでの概ね数時間～数十時間の間、津波から住民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策を定めることを目的とする。

２．計画の適用範囲

本計画は、津波に関する緊急避難対策のみを適用範囲とする。避難後の応急・復旧対策等については、地域防災計画等の定めによるものとする。

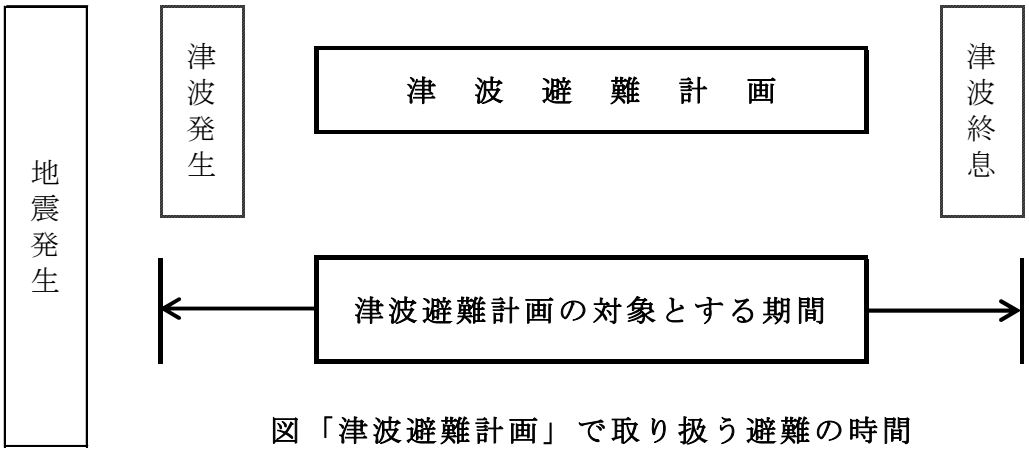

図「津波避難計画」で取り扱う避難の時間

３．計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

４．用語の意味

本計画において、使用する用語の意味は、次のとおりである。

用語	用語の意味等
① 津波浸水想定区域	最大クラス等の津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深により設定された浸水の区域をいう。
② 避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき男鹿市が指定する。
③ 避難困難地域	津波到達予想時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
④ 避難路	避難目標地点まで、最も短時間でかつ安全に到達できる主要道路で、男鹿市が指定するものをいう。

用語	用語の意味等
⑤ 避難経路	避難する場合の経路で、検討段階では男鹿市が想定し、最終的には町内会、自主防災組織、住民等が設定する。
⑥ 避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。
⑦ 指定避難所（場所）	津波の危険から緊急に避難するための施設や高台などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。
⑧ 津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する。
⑨ 津波ハザードマップ	津波浸水想定区域を地図に示し、必要に応じて緊急避難場所等の付加的な防災関連情報を加えたものをいう。
⑩ バッファゾーン	浸水想定区域には含まれないが、浸水想定の不確実性を考慮すると浸水のおそれがあるものとして対応をとるべき地域をいう。

第２章　津波避難計画

１．対象とする津波

本計画で対象とする津波は、秋田県津波浸水想定調査（平成２７年度）によるものとする。

２．津波浸水想定区域の設定

対象津波の津波浸水シミュレーション結果に基づき、津波浸水想定区域を設定する。

３．避難対象地域の指定

本市の対象津波の津波浸水想定区域は、想定しうる最大限の範囲となることから、想定の不確実性等を考慮したバッファゾーンは不要であり、津波浸水想定区域を避難対象地域として指定する。

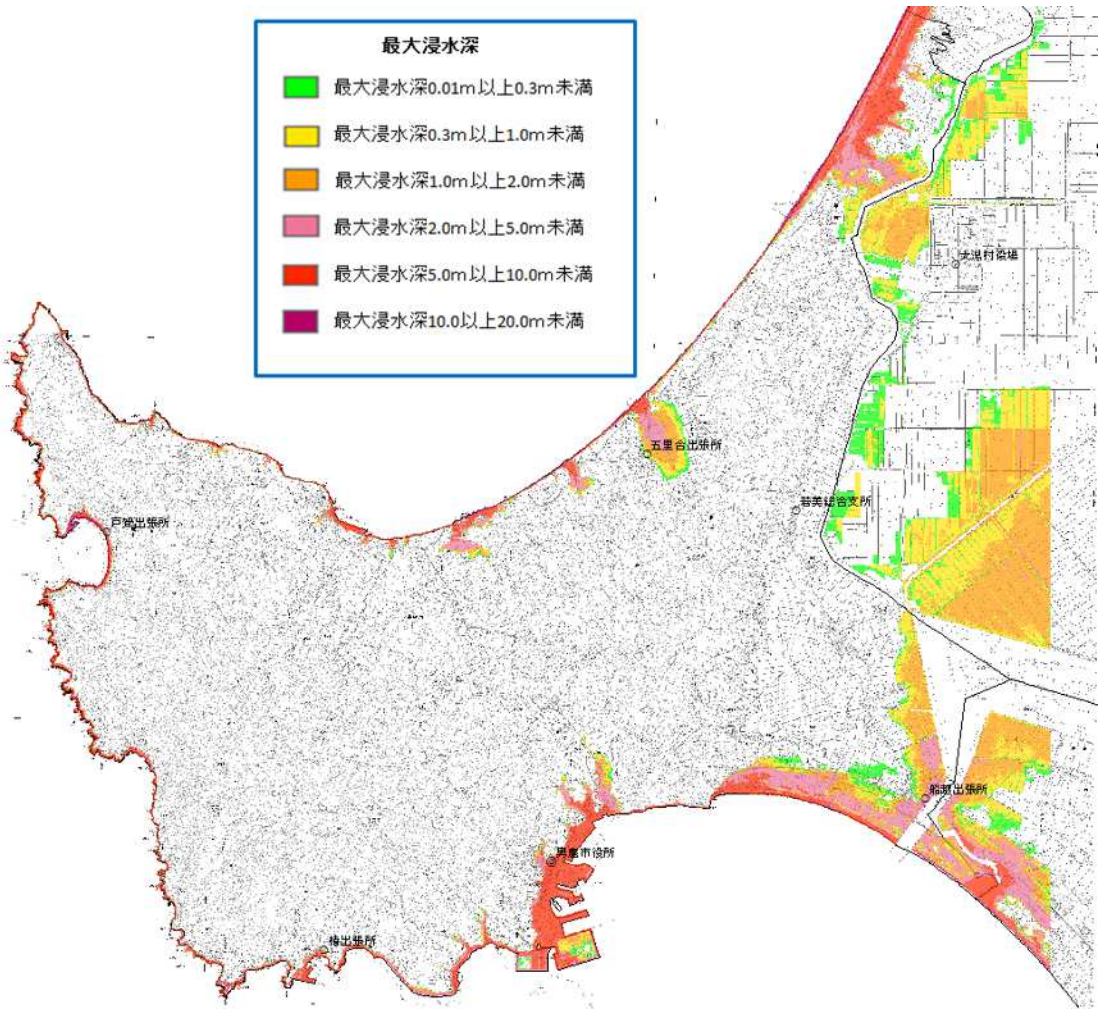

４．避難困難地域の抽出

(1)津波到着予想時間の設定

対象津波の津波浸水シミュレーション結果に基づき、津波浸水開始時間を設定する。

(2)避難目標地点の設定

避難対象地域内にあるが浸水しない階を持つ避難所（場所）や津波避難ビル及び避難対象地域外へ避難する際の目標地点を道路線の交差地点や避難対象地域の境界に設定する。

(3)避難可能距離（範囲）の設定

避難開始から津波到達予想時間までの間に、確実に避難目標地点まで到着可能な避難可能距離（範囲）を設定する。

設定にあたっての数式及び諸数値については、次のとおりとする。

避難可能距離＝ 歩行速度× 避難可能時間（津波到達予想時間－避難開始時間）

○歩　行　速　度 ：健常者は 1.0m/秒、避難行動要支援者は 0.5m/秒とした。

○津波到達予想時間 ：対象津波の津波浸水シミュレーション結果に基づき、下記のように設定した。

●船川地区：28 分	●女川地区：18 分
●椿　地　区：16 分	●脇本地区：28 分
●船越地区：30 分	●五里合地区：22 分
●男鹿中地区：20 分	●北浦地区：18 分
●入道崎地区：12 分	●加茂地区：12 分
●戸賀地区：8 分	●若美北部地区：25 分

○避難開始時間 ：防災講習会を実施していることや沿岸部に津波避難誘導看板を設置するなどし、日頃から津波に対する防災意識の向上を図っていることから、ここでは避難開始時間を 5 分とした。

○避難限界距離（徒歩） ：最長でも 1,000m とした。

(4)避難困難地域の抽出

避難困難地域は、避難対象地域から避難可能範囲を除いた地域である。

抽出にあたっては、津波浸水開始時間よりも早い時間に、避難場所及び避難目標地点へ避難できるかどうかを地図上で計算し設定した。

なお、避難可能距離については計算式に基づき、避難所（場所）や津波避難ビルを中心とする円外の家屋としたが、道のり等を考慮して、0.8 を乗じた。

５．指定避難所・指定緊急避難場所・津波避難ビル等の指定

指定避難所・指定緊急避難場所として必要な安全性や機能性が確保されている場所を次表のとおり指定避難所及び津波時指定緊急避難場所（津波避難ビル、津波避難タワーを含む。）に指定する。

なお、避難困難地域の対策として、新たな施設整備について関係機関等と連携し、推進していく。

表 ： 指定避難所一覧

番号	所在地	施設名	所 在 地	収容可能人員	高さ(m)
1	船　川	男鹿市総合体育館	船川港比詰字大沢田 111 外	1,495	11
2	船　川	サンワーク男鹿	船川港金川字姫ケ沢 158-10	275	24
3	船　川	船川第一小学校	船川港船川字漆畑 36-1	1,390	24
4	船　川	旧船川南小学校体育館	船川港南平沢字越名坂 1	900	44
5	船　川	男鹿南中学校	船川港南平沢字上大畑台 30	1,975	40
6	船　川	男鹿海洋高等学校	船川港南平沢字大畑台 42	385	42
7	脇　本	脇本第一小学校	脇本脇本字上野 1-1	1,085	22
8	脇　本	脇本コミュニティセンター	脇本脇本字前野 8	220	14
9	脇　本	旧脇本第二小学校体育館	脇本樽沢字刈沢 156	665	10
10	船　越	男鹿工業高等学校	船越字内子 1-1	550	7
11	船　越	男鹿東中学校	船越字根木 169	2,000	8
12	船　越	船越小学校	船越字本町 7	1,170	7
13	五里合	五里合コミュニティセンター	五里合神谷字下石 27	860	10
14	北　浦	旧北陽小学校	北浦北浦表町字表町 19	1,145	28
15	北　浦	旧男鹿北中学校	北浦北浦字山王林 40	1,400	27
16	北　浦	温泉会館五風	北浦湯本字草木原 21-2	100	26
17	払　戸	若美ふれあい創明館	払戸字川向 8-1	50	1
18	払　戸	旧払戸小学校	払戸字渡部 97	815	5
19	鵜　木	若美総合体育館	鵜木字中角境 36	640	42
20	鵜　木	美里小学校	鵜木字松木沢境 90	1,235	4
21	福米沢	旧潟西中学校	福米沢字八卦 1-1	1,010	17

表 ： 津波時指定緊急避難場所一覧

番号	所在地	施設名	所 在 地	収容可能人員	高さ(m)
1	船　川	男鹿市総合体育館	船川港比詰字大沢田 111 外	2,990	11
2	船　川	老人ホーム寿恵園前	船川港比詰字神明堂脇 7	320	20
3	船　川	旧男鹿高校グラウンド	船川港比詰字餅ケ沢 200	27,760	25
4	船　川	金川台４区方面	船川港金川字金川台 1-1 地内	50	17
5	船　川	洞泉寺境内	船川港金川字金川 78	320	17
6	船　川	夏興宅	船川港金川字上ノ山 98-9	60	33
7	船　川	男鹿みなと市民病院	船川港船川海岸通り 1-8-6	110	20
8	船　川	男鹿市勤労青少年ホーム前	船川港金川字姫ケ沢 150-4	580	24
9	船　川	船川第一小学校グラウンド	船川港船川字漆畑 36-1	18,370	24
10	船　川	船川ふれあい公園	船川港船川字大沢田、小沢田	6,500	36
11	船　川	西ケ丘街区公園	船川港船川字小沢田 146-1	3,500	43
12	船　川	泉台街区公園	船川港船川字泉台 46-1	1,950	15
13	船　川	船川神明社境内	船川港船川字鳥屋場 25-1	110	33
14	船　川	嶺徳院境内	船川港船川字鳥屋場 86	200	31
15	船　川	オガルベ	船川港船川字新浜町 50	280	16
16	船　川	NTT 男鹿ビル	船川港船川字栄町 62	350	23
17	船　川	芦沢１区高台	船川港船川字外ヶ沢 91-4 地内	40	40
18	船　川	津波避難タワー（1 基目）	船川港船川字外ケ沢地内	84	11
19	船　川	津波避難タワー（2 基目）	船川港船川字芦沢	42	12
20	船　川	津波避難タワー（3 基目）	船川港船川字海岸通り 1 号	73	11
21	船　川	旧船川南小学校	船川港南平沢字越名坂 1	1,450	44
22	船　川	大宮・小泊	船川港増川字大宮 17-3 地内	40	19
23	船　川	惣屋布・小田	船川港増川字惣屋布 16-4 地内	80	24
24	船　川	増川八幡神社	船川港増川字宮ノ下 20	70	29
25	船　川	祥雲寺境内	船川港女川字堂ノ前 1	80	12
26	船　川	柴崎の畑	船川港女川字大坂台地内	90	14
27	船　川	下長根の台地	船川港女川字下長根地内	420	36
28	船　川	坂の上	船川港女川字堂ノ前地内	250	36
29	船　川	老人ホーム樹園前	船川港女川字鵜ノ崎 130	160	36
30	船　川	鵜の崎灯台	船川港女川字二ツ坂地内	50	32
31	椿	十年坂の上	船川港台島字野竹 57-1	150	39
32	椿	台島街区公園	船川港台島字木戸口 30 他	2,150	39

番号	所在地	施設名	所 在 地	収容可能人員	高さ(m)
33	椿	旧椿小学校グラウンド	船川港椿字中山 138-3	200	44
34	椿	山の恵美子宅前	船川港椿字東 40-3	100	22
35	椿	鎌田實宅	船川港椿字東 66-1	40	27
36	椿	船木慶一郎宅上	船川港椿字坂ノ上地内	140	40
37	椿	吉祥院境内	船川港椿字家ノ後 45	280	12
38	椿	館山	船川港双六字館山 118-1	210	35
39	椿	わらび台	船川港双六蕨台 95	80	30
40	椿	しんめいさんの上	船川港双六字打越 37	560	50
41	椿	ウジャカの坂	船川港双六字小倉山 154	170	30
42	椿	ナコジャカの坂	船川港小浜字下台 17	30	40
43	椿	ドノ坂の上	船川港小浜字下台 60	420	38
44	椿	門前駐車場	船川港本山門前字垂水地内	420	22
45	椿	五社堂駐車場	船川港本山門前字祓川地内	680	79
46	脇　本	本明寺境内	脇本脇本字横町道上 203	360	21
47	脇　本	萬境寺境内	脇本脇本字横町道上 167	250	12
48	脇　本	脇本第一小学校グラウンド	脇本脇本字上野 1-1	7,560	22
49	脇　本	脇本近隣公園	脇本脇本字前野 7	4,000	14
50	船　越	男鹿工業高等学校	船越内子 1-1	630	16
51	船　越	船越近隣公園	船越字内子 6-3,4,5-1	1,380	15
52	船　越	男鹿東中学校	船越字根木 169	900	17
53	船　越	船越小学校	船越字本町 7	550	16
54	船　越	清水組屋上	船越字船越 285	80	13
55	五里合	旧五里合中学校グラウンド	五里合箱井字三十刈 150-1	10,870	19
56	五里合	五里合コミュニティセンター	五里合神谷字下石 27	1,720	10
57	五里合	安田町内会館	五里合琴川字浜台 19 地内	30	21
58	五里合	琴川児童遊園	五里合箱井字是ヶ沢地内	780	31
59	五里合	第２駐車場	五里合中石字南浜野地内	1,510	15
60	五里合	第３駐車場	五里合中石字南浜野地内	990	16
61	男鹿中	墓所入口	男鹿中浜間口字岡杭地内	260	21
62	男鹿中	大高金幸宅前	男鹿中浜間口字岡杭地内	340	13
63	男鹿中	地蔵台坂道	男鹿中浜間口字岡杭地内	940	12
64	男鹿中	中間口坂道	男鹿中浜間口字川上地内	580	24
65	北　浦	相川十王堂前	北浦北浦字冷水地内	30	24

番号	所在地	施設名	所 在 地	収容可能人員	高さ(m)
66	北　浦	北浦保育園	北浦北浦字鍛冶屋長根 52-2	100	34
67	北　浦	新道街区公園	北浦北浦字忍田 73 地内	260	28
68	北　浦	雲昌寺境内	北浦北浦字北浦 57	480	19
69	北　浦	北浦コミュニティセンター	北浦北浦字杉原 9-1	1,460	28
70	北　浦	湯本街区公園	北浦湯本字中里 84	2,850	21
71	北　浦	温泉会館五風	北浦湯本字草木原 21-2	200	19
72	北　浦	宝田寺境内	北浦西黒沢字鳥の久保 36-2	370	28
73	北　浦	入道崎駐車場	北浦入道崎字昆布浦 2-3,2-1	6,410	32
74	北　浦	入道崎町内会館	北浦入道崎字嶋畑 80	100	29
75	戸　賀	新町	戸賀戸賀字小沢 45-124	40	74
76	戸　賀	街区公園上トチ山	戸賀戸賀字戸賀 152-8	80	30
77	戸　賀	ヨサゲの坂の上	戸賀戸賀字戸賀 204-2	120	27
78	戸　賀	浜塩谷神社境内	戸賀戸賀浜塩谷字抜沢 62	140	35
79	戸　賀	浜中神社境内地上	戸賀戸賀字平床 45	100	30
80	戸　賀	塩戸十王堂前	戸賀塩浜字漁元崎 59	30	22
81	戸　賀	戸賀湾展望公園	戸賀塩浜字壷ケ沢 52	10,430	45
82	戸　賀	旧加茂ドライブイン駐車場	戸賀加茂青砂字中台地内	1,030	40
83	戸　賀	加茂青砂神社	戸賀加茂青砂字倉道 72-1	140	37
84	払　戸	旧払戸小学校	払戸字渡部 97	1,630	5
85	鵜　木	若美総合体育館	鵜木字中角境 36	17,360	42
86	鵜　木	館山近隣公園	鵜木字道村 133-3 ほか	20,000	32
87	福米沢	福米沢農村公園	福米沢字福米 93-1 ほか	4,430	18
88	福米沢	旧潟西中学校グラウンド	福米沢字八卦 1-1	21,230	15
89	野　石	上山（宮沢）	野石字宮沢地内	80	22
90	野　石	旧北保育園（宮沢）	野石字大場沢台 28-1	210	22
91	野　石	市の山（五明光）	野石字五明光地内	430	40
92	野　石	坂の上（五明光）	野石字山崎 22	150	12
93	野　石	墓地（五明光）	野石字五明光地内	680	15
94	野　石	八ッ面朋友館	野石字箒台 36	40	17
95	椿	鵜ノ崎散策道	船川港台島字鵜ノ崎 62-1	200	28
96	五里合	太田弥壽夫宅上	五里合中石字見並浜野 3	66	20

表 ： 津波避難ビル一覧

番号	所在地	施設名	所 在 地	収容可能人員
1	船　川	男鹿市商工会ビル	船川港船川字新浜町 50	280
2	船　川	ＮＴＴ男鹿ビル	船川港船川字栄町 62	350
3	船　越	株式会社　清水組	船越字船越 285	80

表 ： 津波避難タワー一覧

番号	所在地	施設名	所 在 地	収容可能人員
1	船　川	船川港津波避難タワー（1 基目）	船川港船川字外ヶ沢地内	84
2	船　川	船川港津波避難タワー（2 期目）	船川港船川字芦沢	42
3	船　川	船川港津波避難タワー（3 基目）	船川港船川字海岸通り 1 号	73

６．避難路・避難経路の指定・設定

避難路・避難経路の設定については、災害時に発生する様々な危険要因を経路から可能な限り除外し、避難者の安全が確保される道を選定する。

したがって、必ずしも避難目標地点までの最短な道のりが“安全”な経路とは限らないため、最短経路を参考にしつつ、最悪な事態も想定し、複数の避難路を設定しておく。

７．避難の方法

避難の方法は、原則徒歩とする。ただし、徒歩による避難が困難な地域や避難行動要支援者などに限定して、支援車両等による自動車避難も考慮する必要がある。

第３章　初動体制

１．防災体制

津波に対する男鹿市の防災体制は、次のとおりである。

名称	動員	設　置　基　準	主 要 業 務	構　　成　　員
男鹿市災害対策本部	第３号動員	１　特別警報（高いところで３ｍ以上の津波が予想される場合）が気象庁から発表されたとき ２．大津波警報が気象庁から発表されたとき ３．津波により相当規模以上の災害が発生し、または発生する恐れがある場合 ４．その他市長が必要と認めたとき	１．災害情報の収集、伝達、資料の作成 ２．指示事項の伝達 ３．防災会議との連絡 ４．災害の予防及び災害応急復旧対策の実施	本 部 長　市　　長 副本部長　副　市　長 本 部 員　監 査 委 員 教　育　長 消　防　長 消 防 団 長 各 部 局 長
男鹿市災害対策警戒部	第２号動員	１．津波注意報が気象庁から発表されたとき ２．　津波警報が気象庁から発表されたとき	１．気象情報、警報等の受理伝達 ２．災害情報の収集、伝達、資料の作成 ３．関係機関との連絡調整 ４．災害の予防及び災害応急復旧対策の実施	部　長　副市長 副部長　総務企画部長 部　員　各部局の担当課長 災害対策警戒部を構成する指名職員
男鹿市警戒準備室	第１号動員	１．災害が発生するおそれがあり、災害対策上特に必要があると認めた場合	１．災害情報の収集、伝達、資料の作成 ２．災害予防対策の実施	室　長　総務企画部長 副室長　危機管理課長 部　員　災害対策警戒部を構成する指名職員

２．職員の動員・配備体制

職員の動員・配備体制は、男鹿市地域防災計画及び男鹿市職員初動マニュアルに基づき、次のとおりとする。

(1) 勤務時間

ア　勤務時間内の配備体制は、庁内放送、防災行政無線、電話、その他適切な方法により伝達する。

イ　各職員が所属場所で初動活動を行う。

(2) 勤務時間外（休日・退庁後）

ア　勤務時間外の配備体制は、配備指令の段階により電話・防災メール等にて伝達する。

イ　配備指令に基づき、速やかに初動活動を行う。

ウ　災害対策本部等の設置基準（１０ページを参照）に該当する津波情報が発表されたとき、又は災害の発生を覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに所属部課所等に参集する。

○ 動員指示の伝達系統

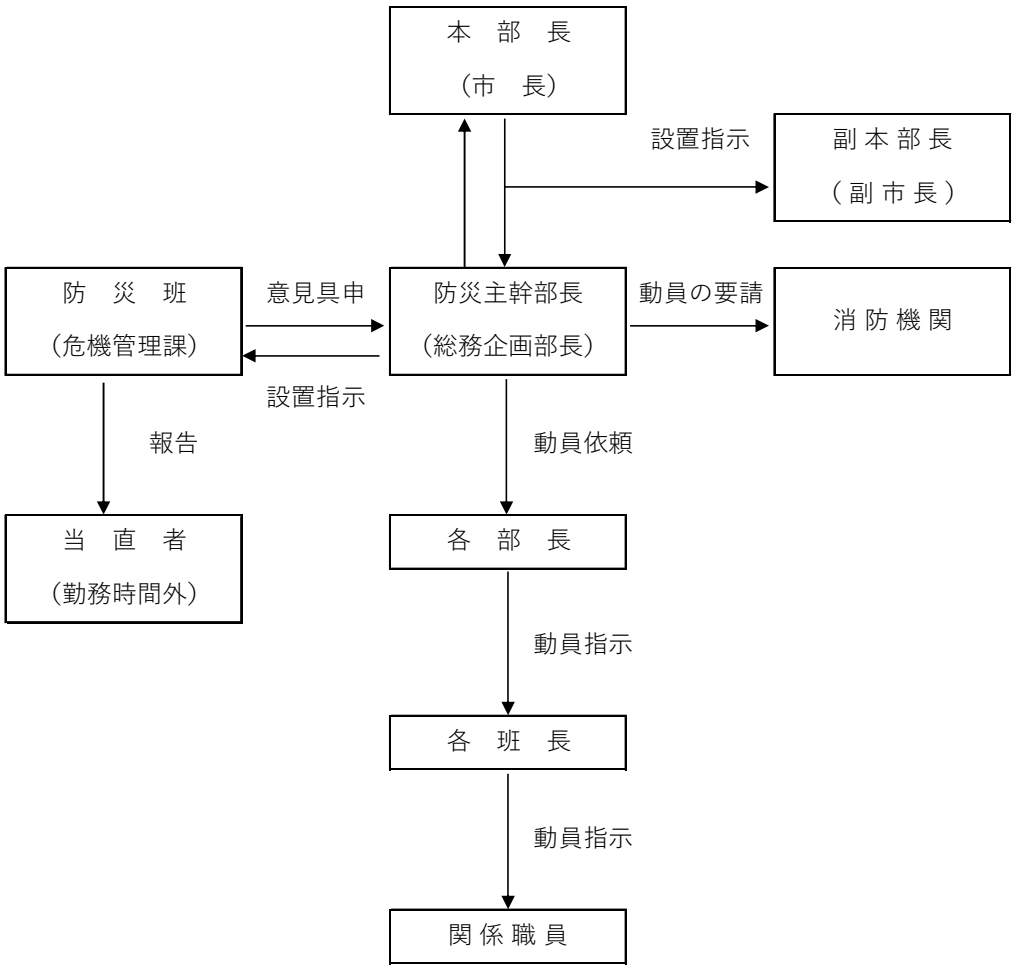

３．避難誘導等に従事する者の安全性の確保

(1) 退避ルールの確立

避難広報や避難誘導を行う職員、消防団員、民生児童委員等の防災業務に従事する者が、津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間、出動時間、退避時間等を考慮して退避ルールを確立する。

(2) 海面の監視

強い地震（震度４程度以上）を感じた時や津波注意報等の津波情報が発表された場合、消防団員等は、安全な場所を確保しつつ、次の箇所等で海面の監視を行う。

監視場所	連絡手段	担当
男鹿潟上消防本部（通信指令課内）	消防無線等	男鹿潟上消防本部
門前駐車場	携帯無線等	消防団第２分団
脇本城跡	携帯無線等	消防団第４分団
安田町内会館	携帯無線等	消防団第７分団
男鹿消防北浦分署	消防無線等	男鹿消防署
加茂青砂神社	携帯無線等	消防団第 11 分団

※上記の場所に限らず、海面の監視を安全な場所を確保し、行うものとする。

※市職員は気象庁の潮位表（男鹿・船川港）の観測データ等の情報収集に努めるものとする。

第４章　避難指示の発令

１．津波警報等の種類

気象庁（秋田地方気象台）は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

これらの気象台からの情報は、市及び防災関係機関等へ伝達される。

これらの情報を市防災行政無線や報道関係機関等の協力を得て住民に周知する。

<table>
<tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害ととるべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での発表
（津波の高さの予想の区分）</th><th>定性的表現での発表</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報</td><td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合</td><td>10m超
（10m＜予想高さ）</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="4">（巨大）
木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
（高い）
標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr>
<tr><td>10m
（5m＜予想高さ≦10m）</td></tr>
<tr><td>５ｍ
（3m＜予想高さ≦5m）</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合</td><td>３ｍ
（1m＜予想高さ≦3m）</td><td>高い</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>１ｍ
（0.2m＜予想高さ≦1m）</td><td>（表記しない）</td><td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td></tr>
</table>

３．津波情報の収集・伝達

津波情報については、秋田県総合防災情報システムや全国瞬時警報システム（Ｊアラート）等により受信し、次のように伝達する。

津波警報等の種類	防災行政無線放送	
	サイレン	音声放送
大津波警報（東日本大震災クラス）	3秒吹鳴、2秒休止×3回	大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。こちらは、防災 男鹿 広報です。
大津波警報（東日本大震災クラス以外）		大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。こちらは、防災 男鹿 広報です。
津波警報	5秒吹鳴、6秒休止×2回	津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。こちらは、防災 男鹿 広報です。
津波注意報	10秒吹鳴、2秒休止×2回	津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。こちらは、防災 男鹿 広報です。

※サイレンと音声放送は3回繰り返す。

最後に「こちらは、防災 男鹿 広報です」を1回放送する。

３．避難指示の発令基準

(1) 発令の判断基準

避難指示の発令基準は次のとおりとする。

区　分	基　　準
避難指示	次のいずれか１つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 １：大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。 ２：市長が避難指示を必要と判断したとき。

(2) 避難の対象区域

○大津波警報・津波警報の場合

対象津波により浸水が想定される地域を対象

○津波注意報の場合

海岸堤防等より海側の地域を対象（海水浴客、漁業･港湾施設従事者等）

(3) 発令にあたっての留意事項

津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要となることから「避難指示」のみを発令するものとし、首長が不在等の場合であっても、発令が遅れないよう留意するものとする。

４．避難指示の情報伝達

住民等のニーズに応じて、防災行政無線（戸別受信機）、防災情報メール、報道機関など、多様な情報伝達手段を活用し、避難指示を速やかに伝える。

(1) 避難指示等の伝達

①住民への伝達

・防災行政無線放送（サイレン吹鳴）及び防災情報メール等により伝達する。
・消防本部、消防団が広報車により巡回し伝達する。
・自主防災組織代表者（町内会長）や地区消防団員及び関係機関等へ電話等で連絡をする。

②教育機関への伝達

・防災行政無線放送（サイレン吹鳴）及び防災情報メール等により伝達し、教員及び事務職員は直ちに生徒の避難誘導を行う。

③海水浴客、観光客等への伝達

・海水浴場等の観光客には、防災行政無線等を活用し呼びかけるほか、津波フラッグを用いて伝達する。
・ホテルや水族館周辺の観光客には、防災行政無線や各施設管理者が庁内放送、拡声器等で呼びかける。敷地内のみならず、施設周辺もあわせて呼びかける。

(2) 避難指示の伝達内容（伝達文の例）

○大津波警報・津波警報が発表された場合

■緊急放送、緊急放送、大津波警報（又は津波警報）が発表されました。 ■大津波警報（又は津波警報）が発表されたことに伴い避難指示を発令します。 ■ただちに、高い場所に避難してください。

○津波注意報が発表された場合

■緊急放送、緊急放送、津波注意報が発表されました。 ■津波注意報が発表されたことに伴い避難指示を発令します。 ■海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に避難してください。

(3) 解除の考え方

・当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として解除する。

・浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

第５章　平常時の津波防災教育・啓発

１．津波防災の教育

小中学校の学校教育において、津波に対する心得、避難場所の確認、避難方法等について、児童・生徒に教育を行う。

■津波に対する心得

○強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
○地震を感じなくても､大津波警報･津波警報が発表されたときは、速やかに避難する。
○海水浴や釣り等により海岸保全施設より海側にいる人は、津波注意報でも避難する。
○正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する（デマに惑わされない)。
○津波は長時間継続するので、津波警報等が解除されるまで、また安全が確認されるまでは避難行動を行う（自己判断をしない)。

２．津波防災意識の啓発

市民に対する津波防災意識の啓発として、次の対策を実施する。

(1) ハザードマップの作成・配布

県が実施した津波浸水シミュレーション結果に基づき、津波の浸水域、緊急避難場所等を示したハザードマップを作成し、全戸に配布する。

(2) ホームページの作成

市のホームページにハザードマップや県等が作成した津波に関する資料等を掲載し、津波知識の周知を図る。

(3) 自然災害伝承碑の周知

市内に存在する 6 つの自然災害伝承碑は、過去の津波災害等による被災状況や災害教訓等が刻まれていることから、自然災害伝承碑の碑名、碑文内容等をホームページや防災講習会等により周知し、地域住民等の津波防災意識の向上を図る。

(4) 津波避難場所誘導看板等の設置

津波時避難場所や避難方向を示す誘導看板、及び当該避難場所を周知する表示・案内看板を設置することで住民や観光客等への周知を図る。

(5) 自主防災組織の育成

自主防災組織は地域の安全を守るために基礎となる組織であり、津波対策をはじめ、様々な防災の観点からも組織の育成を促進しなければならない。組織の育成に当たっては、各地区の実情に配慮し、住民が自発的に参加できる方策を検討する。

(6) 防災リーダーの育成

消防団員、自主防災組織、ボランティア等の防災に携わる者の中から、津波対策・被災時の主導的な役割を担う防災リーダーとなる人材の育成をする。

第６章　津波避難訓練の実施

１．総合防災訓練

市は、住民、自主防災組織、関係機関等が参加する総合防災訓練を１年に１回以上開催する。総合防災訓練においては、円滑な避難と津波対策の問題点の検証等を行うものとする。

２．地区の津波避難訓練

各地区の町内会、自主防災組織は、地区の住民が参加する津波避難訓練を実施する。市、消防署は、訓練を実施するよう働きかけ、必要な資機材の提供等を行い、これを支援する。

第７章　要配慮者等の避難対策

１．社会福祉施設等の避難対策

避難対象地域内の社会福祉施設等の施設利用者支援は、次により行う。

⑴施設利用者

市、福祉施設管理者及び関係機関は、避難生活にある社会福祉施設等の施設利用者の精神的、身体的及び社会的特性に配慮した災害情報等の的確な伝達手段の確立に努める。

また、社会福祉施設等の施設利用者の中には避難行動をとることができる者もいる。

多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにつながることから、市は多様な情報伝達の手段を確保する。

社会福祉施設等の避難計画は、次のとおりである。

施設名	緊急避難場所等	避難方法	誘導者
介護老人保健施設 たらちね	船越小学校	原則徒歩 （重症者は施設の車両）	施設職員
特別養護老人 ホーム　ゆりの希	男鹿工業高等学校	原則徒歩 （重症者は施設の車両）	施設職員
ショートステイ男鹿	男鹿工業高等学校	原則徒歩 （重症者は施設の車両）	施設職員
介護付有料老人ホーム ケアホーム木精	男鹿工業高等学校	原則徒歩 （重症者は施設の車両）	施設職員
ショートステイ ゆかり	男鹿工業高等学校	原則徒歩 （重症者は施設の車両）	施設職員
ショートステイ 蒼きもり	船越近隣公園	原則徒歩 （重症者は施設の車両）	施設職員
グループホーム こかげ	脇本近隣公園	原則徒歩 （重症者は施設の車両）	施設職員
ショートステイ なないろ	嶺徳院境内	原則徒歩 （重症者は施設の車両）	施設職員
ショートステイ 華むすび	泉台街区公園	原則徒歩 （重症者は施設の車両）	施設職員

※上記施設は、津波浸水想定区域内にある入所型の施設を記載している。

※上記避難場所のなかには階段を使用しなければならない場所もあるため、重症者の避難先については、上記に限らず車両を使用し、津波浸水想定区域外へ避難することを推奨する。

⑵在宅者

在宅の避難行動要支援者の支援は、別に定める個別計画等に基づき、地域の共助と消防、警察、社会福祉協議会、その他支援に携わる関係機関等の支援を基本とする。

① 安否の確認

在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否や所在の確認について、地域住民や町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、ボランティア等の協力のもと 速やかに行うよう努める。

② 避難誘導・救助

避難行動要支援者の避難誘導や救助にあたっては、津波到達時間内の災害対応を厳守しながら、町内会、自主防災組織等の協力を得て安全かつ迅速に避難できるよう努める。

２．観光客・港湾従事者等の避難対策

⑴観光客・レジャー客等

観光客・レジャー客等の避難誘導については、津波時避難場所や避難方向を示す誘導看板及び当該避難場所を周知する表示・案内看板を設置するほか、ハザードマップ及び指定緊急避難場所を市ホームページ等に掲載し、避難場所や浸水想定区域の周知を図る。

主な施設・海岸における避難計画は、次のとおりである。

施設・海岸	緊急避難場所等	誘導者
スーパーセンターアマノ	船越近隣公園	アマノ店員
マックスバリュ男鹿店	脇本近隣公園	マックスバリュ店員
JR 男鹿駅	嶺徳院境内	JR 男鹿駅駅員
男鹿水族館 GAO	戸賀湾展望公園	GAO 職員
宮沢海水浴場	上山	海水浴場組合

⑵港湾従事者等

港湾においては、立地・利用企業の就労者、船舶関係者、港湾利用者等の様々な目的の多様な利用者が存在することから、県と連携し、津波による浸水から生命・財産を守るための津波避難タワー及び漂流物対策施設の整備等を推進するとともに、港湾従事者等を対象とした避難訓練を行い、円滑な避難経路の確認や避難場所の周知等を図る。

港湾区域における避難計画は、６ページから８ページに記載の津波時指定緊急避難場所一覧を参照のうえ、最寄りの避難場所を選択する。